

さいたま市交通遺児等奨学金のご案内

さいたま市では、交通事故により両親のいずれかが亡くなったり、心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して奨学金を支給しています。

奨学金の支給を希望される方は、以下の手続きにより申請してください。

1 奨学金の支給を受けることができる方

奨学金の支給を受けることができるのは、さいたま市内に住所を有し、小・中学校に通う遺児等の保護者（父若しくは母又はこれに準じる者で現に遺児等を養育している者）で、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 交通事故により両親とも又はいずれかが死亡した遺児等の保護者
- (2) 交通事故により両親とも又はいずれかが心身に著しい障害がある状態（自動車損害賠償保障法施行令別表中障害の程度が3級以上の状態）になった遺児等の保護者

2 支給金額

遺児等1人につき「月額2,000円」を、9月と3月の2回に分けて支給します。

3 新規申請手続き

次の書類をお子さまが通う市立学校もしくは学事課へ提出してください。

① 交通遺児等奨学金支給申請書

申請書の用紙は学校もしくは学事課で配布しています。

記入例を参照しながら、必要事項を記入してください。

② 交通事故証明書（写し可）

自動車安全運転センター等が発行する証明書です。

③ 障害の状態を証明するもの

1－(2)に該当する場合のみ必要としています。

自動車損害賠償責任保険等級認定通知書（写し可）又は障害者手帳（写し）とします。

※ その他、審査に必要とする書類の提出を依頼する場合があります。

4 審査結果（支給の可否）の通知

教育委員会から申請があった方へ、支給決定通知書を直接送付します。

5 その他

- ・ 継続して支給を希望される場合でも、年度ごとに申請が必要になります（継続が見込まれる方へは、毎年4月上旬までに、教育委員会から申請書を直接送付します）。
- ・ 年度途中で申請し認定された場合は、申請月分からの支給になります。
- ・ 遺児等又は保護者が市外へ転出した場合や、保護者である父又は母が再婚した場合は、支給対象外になります。

[問い合わせ先]

さいたま市教育委員会事務局学事課教育費支援係

電話 048-829-1647

FAX 048-829-1990

交通遺児等奨学金支給申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

申請者 住所 _____
氏名 _____
(電話番号) _____

私は、交通遺児等奨学金の認定に必要な時は、現在の世帯構成について担当課が住民票を閲覧することに同意します。

交通遺児等奨学金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

				新規・継続	
遺児等	住所	さいたま市		氏名	_____
	学校名 学年	学校 第 _____ 学年	保護者との続柄	_____	
事故者について	当時の住所	_____			
	氏名	_____	遺児等との続柄	_____	
	事故の年月日 場所等	_____年 月 日	死亡年月日	_____年 月 日	_____
支給期間		_____年 月 から _____年 月 まで			
上記のとおり相違ないことを証明します。					
_____年 月 日					
学校名 校長氏名					
					印

(学事課取扱い)

《記入例》

様式第1号(第5条関係)

申請書は通学する学校ごとに作成してください。

交通遺児等奨学金支給申請書

申請する年月日を記入してください。

令和 **7**年 **4**月 **8**日

(あて先)さいたま市長

住 所 **さいたま市浦和区常盤6-4-4**

保護者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

申請者 氏 名 **さいたま 春美**

(電話番号) **829 - 1647**

私は、交通遺児等奨学金の認定に必要な時には、現在の世帯構成について担当課が住民票を閲覧することに同意します。

新規で申請する場合は自動車安全運転センター発行の交通事故証明を必ず申請書に添付してください。
継続で申請する場合は証明の添付は必要ありません。

交通遺児等奨学金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

新規 継続

遺児等	住 所	さいたま市 浦和区常盤6-4-4		氏 名	さいたま 夏夫 さいたま 秋子
	学校名 学 年	さいたま小 学校 第 6 学年 4	保 護 者 との続柄	子	
事故者について	当時の住 所	さいたま市中央区下落合5-7-10			
	氏 名	さいたま 一郎	遺 児 等 との続柄	父	
	事故の 年月日 場所等	死亡年月日 平成30年 3月 3日 平成30年 3月 3日	埼玉 都道府県 さいたま 市(郡) 大宮区 町(村)大字 大門町3 丁目 1 番地先道路上 (大宮 警察署管内)		
支給期間	令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月 まで				
上記のとおり相違ないことを証明します。					
令和 年 月 日					
学校名					
校長氏名 印					

複数の児童生徒が同一の学校に通学している場合は、3人まで併記可能ですので氏名と学年をそれぞれ記入してください。
ただし、小学校と中学校に別れる場合は、それぞれ小学校1枚・中学校1枚で申請書を作成してください。

事故で亡くなられた年月日を記載してください。
障害を負われた場合の申請は空欄のままにしてください。

交通事故内容について記載してください。(新規の方は交通事故証明から転記してください。)

学校長証明欄は通学先の学校で記入します。

①さいたま市立小・中・特別支援学校に通学している場合
申請書を通学先の学校へ提出してください。

②さいたま市立学校以外の小・中・特別支援学校に通学している場合
通学先の学校で証明を受けてから、申請書を教育委員会学事課へ提出してください。